○茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成５年３月３０日

条例第１号

改正　平成７年３月２７日条例第７号

平成１０年１２月２８日条例第４５号

平成１１年３月２５日条例第６号

平成１１年１２月２２日条例第２５号

平成１２年３月２９日条例第１号

平成１２年１２月２２日条例第４６号

平成１４年３月２７日条例第１２号

平成１５年１０月１日条例第２９号

平成１５年１２月１８日条例第４２号

平成１６年３月２６日条例第９号

平成１７年１２月２１日条例第６１号

平成１９年１２月１８日条例第４１号

平成２３年３月２４日条例第１４号

平成２４年３月２８日条例第１０号

目次

第１章　総則（第１条～第６条）

第２章　市民の参加等（第７条～第１０条）

第３章　減量化及び資源化の推進（第１１条～第１８条）

第４章　廃棄物の適正処理（第１９条～第２６条）

第５章　一般廃棄物処理計画（第２７条・第２８条）

第６章　生活環境影響調査結果の縦覧等（第２９条～第３４条）

第７章　手数料等（第３５条～第３７条）

第８章　雑則（第３８条～第４１条）

第９章　罰則（第４２条・第４３条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物等の発生を抑制し、再生利用等の循環的な利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（平１７条例６１・一部改正）

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成１２年法律第１１０号）の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　減量化　廃棄物等の発生を抑制することをいう。

(2)　資源化　廃棄物等の循環的な利用をすることをいう。

（平１７条例６１・一部改正）

（市の責務）

第３条　市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。

２　市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、減量化及び分別排出による資源化の徹底を図らなければならない。

２　市民は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（平１７条例６１・一部改正）

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力等）

第６条　市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

（平１７条例６１・一部改正）

第２章　市民の参加等

（市民の参加）

第７条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

（啓発活動等）

第８条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

２　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する学習の機会を市民に提供するよう努めなければならない。

（市民活動への援助）

第９条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

（環境指導員）

第１０条　市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。

２　環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（平１４条例１２・旧第１３条繰上、平１７条例６１・一部改正）

第３章　減量化及び資源化の推進

（市の減量化、資源化等）

第１１条　市は、その業務の遂行に当たり減量化及び資源化を推進するとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

２　市は、資源化の推進のため、法第６条第１項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める廃棄物等集積場所（以下「集積場所」という。）における循環資源の適正な管理及び分別収集に努めなければならない。

（平１４条例１２・旧第１４条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（基金への積立て等）

第１１条の２　市は、分別収集をする廃棄物等のうち一般廃棄物処理計画において資源化を目的として収集するもの（以下「資源物」という。）を循環資源として売却に努め、その収益金に相当する額を茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金として積み立て、及び分別収集に要する費用に充てるものとする。

（平１７条例６１・追加）

（市民の減量化、資源化等）

第１２条　市民は、減量化及び資源化が可能な物の分別を行うとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

２　市民は、第１１条第２項に定める循環資源の適正な管理に協力するものとする。

（平１４条例１２・旧第１５条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（不用品の下取り）

第１３条　市民は、商品の購入に伴い不用となる物品があるときは、事業者に対して下取りを求めるよう努めなければならない。

２　事業者は、市民が前項の下取りを求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

（平１４条例１２・旧第１６条繰上）

（事業者の減量化、資源化等）

第１４条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等（以下「製品等」という。）が長期間使用することが可能なものの開発に努めるとともに、製品等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品等の開発を行い、その製品等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

（平１４条例１２・旧第１７条繰上、平１５条例４２・一部改正）

（適正包装等の推進）

第１５条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その容器、包装材等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

３　市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者から要請があった場合には、協力しなければならない。

（平１４条例１２・旧第１８条繰上）

（多量排出事業者の義務）

第１６条　市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込みに著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。

２　多量排出事業者は、前項の規定による減量化及び資源化の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

３　多量排出事業者は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（平１４条例１２・旧第１９条繰上、平１７条例６１・平１９条例４１・一部改正）

（改善勧告等）

第１７条　市長は、多量排出事業者が減量化等計画書に基づく減量化及び資源化を図ることができないと認めたときは、期限を定めて改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（平１４条例１２・旧第２０条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（受入拒否）

第１８条　市長は、多量排出事業者が減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該多量排出事業者からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

（平１４条例１２・旧第２１条繰上、平１７条例６１・一部改正）

第４章　廃棄物の適正処理

（占有者等の自己処分等）

第１９条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めなければならない。

２　占有者等は、臨時に多量の一般廃棄物を市の施設で処理しようとするときは、市長の指示に従って行わなければならない。

（平１４条例１２・旧第２２条繰上、平１７条例６１・平１９条例４１・一部改正）

（事業者の自己処理責任等）

第２０条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

（平１４条例１２・旧第２３条繰上）

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第２１条　占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第３条又は第４条の２に定める基準に従って行わなければならない。

（平１１条例６・一部改正、平１４条例１２・旧第２４条繰上、平１９条例４１・一部改正）

（市が処理する事業系一般廃棄物等）

第２２条　市は、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と合わせて処理することが必要と認める事業系一般廃棄物（事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。次項において同じ。）の処理を行うことができる。

２　事業者は、前項の規定により事業系一般廃棄物を排出するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

３　法第１１条第２項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

（平１４条例１２・旧第２５条繰上・一部改正、平１９条例４１・一部改正）

（製品等の適正処理の確保）

第２３条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物等となった場合に適正な処理が困難にならないような製品等の開発に努めること、当該製品等の使用者に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物等となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（平１４条例１２・旧第２６条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（適正処理困難物の指定）

第２４条　市長は、製品等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定したときは、告示するものとする。

２　市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、自らの責任で当該適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（平１４条例１２・旧第２７条繰上）

（排出等の禁止）

第２５条　占有者等及び事業者は、法第６条の２第１項の規定により市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

(1)　有毒性物質を含むもの

(2)　危険性のあるもの

(3)　著しく悪臭を発するもの

(4)　容積又は重量の著しく大きいもの

(5)　前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの

２　占有者等及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするとき又は特別管理一般廃棄物を処理するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

（平１１条例６・一部改正、平１４条例１２・旧第２８条繰上、平１７条例６１・平１９条例４１・一部改正）

（集積場所からの収集又は運搬の禁止）

第２６条　市、市の委託を受けて廃棄物等の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、集積場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

２　市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないように命ずることができる。

（平１７条例６１・全改）

第５章　一般廃棄物処理計画

（計画の推進）

第２７条　市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（平１４条例１２・旧第３０条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（計画の策定等）

第２８条　市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項及び実施のための計画を策定したときは、これを告示するものとする。

３　前２項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。

（平１４条例１２・旧第３１条繰上、平１７条例６１・一部改正）

第６章　生活環境影響調査結果の縦覧等

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第６章の２繰上）

（縦覧等の対象施設）

第２９条　法第９条の３第２項（同条第９項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第１項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2)　政令第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第３５条の２繰上、平２３条例１４・一部改正）

（縦覧等の告示）

第３０条　市長は、法第９条の３第２項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第３５条の３繰上）

（縦覧の場所及び期間）

第３１条　法第９条の３第２項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

２　法第９条の３第２項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して１月間とする。

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第３５条の４繰上）

（意見書の提出先及び提出期限）

第３２条　法第９条の３第２項の規定により対象施設の設置及び変更（法第９条の３第８項の規定による届出を要する場合に限る。以下同じ。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、市長が第３０条の規定による告示において指定するものとする。

２　法第９条の３第２項の規定による意見書の提出期限は、前条第２項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までとする。

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第３５条の５繰上・一部改正、平２３条例１４・一部改正）

（環境影響評価との関係）

第３３条　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和５５年神奈川県条例第３６号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前３条に定める手続を経たものとみなす。

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第３５条の６繰上）

（他の市町村の長との協議）

第３４条　市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

（平１１条例６・追加、平１４条例１２・旧第３５条の７繰上）

第７章　手数料等

（一般廃棄物処理手数料）

第３５条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定により徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　市長は、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、一般廃棄物処理手数料の額の５０パーセント以内において規則で定める額を加算することができる。

３　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の額（前項の規定により一般廃棄物処理手数料の額に加算した場合にあっては、当該加算した額を含む。）を減免することができる。

４　前３項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（平１２条例１・平１２条例４６・一部改正、平１４条例１２・旧第３６条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（産業廃棄物処分費用）

第３６条　法第１３条第２項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、前条第２項及び第４項の規定を準用する。

（平１４条例１２・旧第３７条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等）

第３７条　法第７条第１項若しくは第６項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第７条第２項若しくは第７項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　１件につき　１０,０００円

(2)　一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料　１件につき　１０,０００円

(3)　一般廃棄物処分業許可申請手数料　１件につき　１０,０００円

(4)　一般廃棄物処分業許可更新申請手数料　１件につき　１０,０００円

(5)　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料　１件につき　１０,０００円

(6)　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料　１件につき　１０,０００円

(7)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料　１件につき　５,０００円

(8)　一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料　１件につき　５,０００円

（平１４条例１２・旧第３８条繰上、平１５条例２９・平１９条例４１・一部改正）

第８章　雑則

（報告の徴収等）

第３８条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し当該廃棄物等の処理に関して報告を求め、又は指示をすることができる。

（平１４条例１２・旧第３９条繰上、平１７条例６１・一部改正）

（立入調査）

第３９条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平１４条例１２・旧第４０条繰上・一部改正、平１７条例６１・一部改正）

（技術管理者の資格）

第４０条　法第２１条第３項の条例で定める資格は、次のいずれかに該当する者であることとする。

(1)　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和５９年総理府令第５号）第２条第５号、第１０号又は第１１号に掲げる技術部門につき同法第４条第１項の第２次試験に合格した者に限る。）

(2)　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第８条の１７第２号イからチまでに掲げる者

(4)　前３号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（平２４条例１０・追加）

（委任）

第４１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平１４条例１２・旧第４１条繰上、平２４条例１０・旧第４０条繰下）

第９章　罰則

（平１７条例６１・追加）

第４２条　第２６条第２項の規定による命令に違反した者は、２００,０００円以下の罰金に処する。

（平１７条例６１・追加、平２４条例１０・旧第４１条繰下・一部改正）

第４３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（平１７条例６１・追加、平２４条例１０・旧第４２条繰下・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成５年９月１日から施行する。ただし、第１０条から第１２条までの規定及び附則第４項の規定は、平成５年６月１日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止）

２　茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年茅ヶ崎市条例第４号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費については、なお従前の例による。

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年茅ヶ崎市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成７年条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１上記以外の一般廃棄物臨時の項第２号の規定は、平成７年１０月１日以後に申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出される大型ごみに係る処理手数料について適用する。

附　則（平成１０年条例第４５号）抄

１　この条例は、平成１１年１月１日から施行する。

附　則（平成１１年条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年条例第２５号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年条例第４６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、平成１３年４月１日以後に収集及び運搬の申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから排出される特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。

（茅ヶ崎市証紙条例の一部改正）

３　茅ヶ崎市証紙条例（平成７年茅ヶ崎市条例第６号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成１４年条例第１２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１４年６月１日から施行する。

附　則（平成１５年条例第２９号）

この条例は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則（平成１５年条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年条例第９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１６年６月１日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

５　この条例の施行の際現に前項の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第２６条の規定に基づいて協議がされている開発事業については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年条例第６１号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年条例第４１号）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の４の項第３号の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申込みのあった大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみについて適用し、同日前に収集の申込みのあった大型ごみについては、なお従前の例による。

３　茅ヶ崎市証紙条例（平成７年茅ヶ崎市条例第６号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２３年条例第１４号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第１０号）抄

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

別表第１（第３５条関係）

（平７条例７・平１１条例２５・平１２条例４６・平１４条例１２・一部改正、平１９条例４１・全改）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 取扱区分 | 手数料 |
| １　尿 | (1)　一般家庭及びこれに準ずるものから定期に排出されるもの | １人（１歳未満の者を除く。）につき月額１６０円 |
| (2)　前号の算出基準によることが適当でないものとして規則で定めるもの | １０リットルにつき４０円 |
| ２　浄化槽の汚泥 | (1)　腐敗型の浄化槽 |  |
| ア　容量が１.５立方メートル以下のもの | １回につき６,３００円 |
| イ　容量が１.５立方メートルを超え２.０立方メートル以下のもの | １回につき７,６００円 |
| ウ　容量が２.０立方メートルを超え２.５立方メートル以下のもの | １回につき９,５００円 |
| エ　容量が２.５立方メートルを超え３.０立方メートル以下のもの | １回につき１１,４００円 |
| オ　容量が３.０立方メートルを超えるもの | １回につき１１,４００円に０.５立方メートルを増すまでごとに２,０００円を加えて得た額 |
| (2)　ばっ気型の浄化槽 |  |
| ア　容量が１.０立方メートル以下のもの | １回につき３,９００円 |
| イ　容量が１.０立方メートルを超え１.５立方メートル以下のもの | １回につき４,５００円 |
| ウ　容量が１.５立方メートルを超え２.０立方メートル以下のもの | １回につき５,３００円 |
| エ　容量が２.０立方メートルを超えるもの | １回につき５,３００円に０.５立方メートルを増すまでごとに１,１００円を加えて得た額 |
| ３　動物の死体（畜産業に係るものを除く。） | (1)　市が収集し、運搬し、及び処分するもの | １体につき３,０００円 |
| (2)　市長の指定する処理施設に直接搬入するもの | １体につき１,５００円 |
| ４　その他の一般廃棄物 | (1)　事業活動に伴い排出されるものであってその量が常時１日１０キログラム以上のもので市が収集し、運搬し、及び処分するもの | １キログラムにつき２５円 |
| (2)　事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの | １０キログラムにつき２００円 |
| (3)　一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので市が戸別に収集するもの |  |
| ア　大型ごみ（一辺の長さがおおむね５０センチメートルを超え２メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。）） | １個につき５００円 |
| イ　特定大型ごみ（一辺の長さがおおむね１メートルを超え２メートル未満のもので規則で定めるもの） | １個につき１,０００円 |
| ウ　特定粗大ごみ（粗大ごみのうち一辺の長さがおおむね５０センチメートル以下のもので定期の収集により難いものとして規則で定めるもの） | １個につき５００円 |
| (4)　一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの |  |
| ア　１００キログラム未満のもの | １回につき５００円 |
| イ　１００キログラムのもの | １回につき１,０００円 |
| ウ　１００キログラムを超えるもの | １回につき１,０００円に１０キログラムを増すごとに１００円を加えて得た額 |

備考

１　屎尿の処理に係る手数料が１の項第１号の規定による場合において、屎尿の処理を月の中途から開始した場合又は月の中途で廃止した場合であっても、その月に処理をしたときは、その月分は、徴収する。

２　屎尿の処理に係る手数料が１の項第１号の規定による場合において、月の中途で世帯の人員に異動を生じても、その月分は、変更しない。

別表第２（第３６条関係）

（平７条例７・平１１条例２５・平１４条例１２・一部改正、平１９条例４１・全改）

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱区分 | 手数料 |
| 第２２条第３項の規定により市長が定めた産業廃棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの | １０キログラムにつき２００円 |